

岩手県監査委員告示第21号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第9号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立宮古高等技術専門学校
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和6年11月13日
 - (2) 本監査実施日 令和7年1月9日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年3月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、重要物品管理表を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	該当する所管換えを受けた車両について、重要物品登録を行い、重要物品管理票に掲載されていることを確認した。 また、備品管理一覧表の中から100万円以上の物品を抜粋し、最新の重要物品管理票と読み合わせを行うことで洩れがないことを確認した。 今回の指摘を踏まえ、今後は車両の受け入れを行った翌月に、反映された重要物品管理票を出力し、異動があった都度の確認を最優先に実行するとともに、重要物品に該当しない物品の削除及び万が一登録がない重要物品の登録等の追加業務については即時適宜に行うことを徹底していく。 さらに、翌年度6月に備品台帳と重要物品管理票を照合し、適正な事務執行に努める。 これらの内容について、定期的に職員会議で共有し、職員の意識を向上していく。